

諮問日：令和5年2月20日（令和4年度（最情）諮問第20号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（最情）答申第4号）

件名：特定の司法行政文書開示請求書に添付されていた特定の地裁の特定年月日
付け決定の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日受付の司法行政文書開示請求書（最高裁秘書特定の番号）に添付されていた、大阪地裁の特定年月日の決定の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、決定書謄本（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定した上、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年11月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書の特定部分の雑事件番号につき、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない。
- 2 本件対象文書の特定部分の住所及び氏名は、他の部分の「関連事情」の記載からすれば、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。
- 3 本件対象文書の特定の不開示部分は、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない。

- 4 本件対象文書の特定の不開示部分は、そのうち一部の個人名だけを不開示とすれば、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない。
- 5 本件対象文書の特定の「関連事情」の不開示部分は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるといえる。
- 6 よって、不開示部分のうち基本事件の番号及び特定の個人名以外は不開示情報に該当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は、特定の閲覧等の制限決定の取消申立事件に係る決定書謄本であるところ、本件対象文書のうち不開示とした部分は、閲覧等の制限決定の取消申立事件、原決定及び基本事件の各事件番号、申立人の住所及び氏名等、事案の概要、当裁判所の判断、申立ての理由、関連事情並びに職員の印影である。

本件対象文書には、申立人の住所及び氏名等の記載があることから、全体として申立人についての行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号本文に規定する個人識別情報に相当する。そして、苦情申出人が不開示情報に該当しないと主張する各記載については、同号イからハマまでに相当する事情は認められず、以下の理由により個人識別部分又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当することから、部分開示も相当ではない。

- 1 苦情申出人は、本件対象文書の特定部分の雑事件番号につき、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない旨主張する。しかし、同不開示部分は、本件対象文書において申立人の住所及び氏名等や具体的な事件の内容と併せて記載されているところ、これらの記載は後記2から4までのとおり申立人に係る個人識別部分又は公にすることにより申立人の権利利益を害するおそれがある情報に相当することから、これらと密接不可分である事件番号を開示すると、具体的な

事件が特定されるため、同不開示部分は公にすることにより申立人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。

- 2 苦情申出人は、特定部分の住所及び氏名は、他の部分の「関連事情」の記載からすれば、事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨主張する。しかし、上記住所及び氏名は本件対象文書における申立人の住所及び氏名であり、上記「関連事情」の不開示部分は申立人の職種に関する事実の記載であるところ、同「関連事情」内の記載によると、申立人は閲覧等の制限決定の取消申立を第三者として行った者であり、業として行う者ではないから、これらの記載部分は事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、申立人に係る個人識別部分に相当する。
- 3 苦情申出人は、特定の不開示部分は、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない旨主張するが、同不開示部分は、申立てに至る経緯（基本事件及び原決定の事案の概要及び背景事情）及び申立人の主張等を詳細に記載したものであることから、公にすることにより申立人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。
- 4 苦情申出人は、特定の不開示部分は、そのうち一部の個人名だけを不開示とすれば、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない旨主張するが、同不開示部分は、基本事件に関連する事実を前提とする申立人の個別具体的な主張が記載されていることから、前記3と同様、公にすることにより申立人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。
- 5 なお、苦情申出人は基本事件の番号及び特定部分の個人名以外は不開示情報に該当しないと主張するため、上記各主張に加え、特定部分の職員の印影並びに申立人の印影及び電話番号等についても不開示情報に該当しないと主張しているものと解されるが、職員の印影及び申立人の印影等は個人識別情報に相当

する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年2月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 苦情申出人から意見書（同年3月20日付け）及び資料を收受
- ④ 同年7月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定の閲覧等の制限決定の取消申立事件（以下「特定申立事件」という。）に係る決定書謄本であり、特定申立事件の申立人（以下「特定申立人」という。）の主張及びそれに対する裁判所の判断として、特定申立事件及びその原決定（以下「原決定」という。）の申立事件並びにその基本事件に関する具体的な事情等が記載されていること、また、本件対象文書のうち不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、特定申立事件、原決定及び基本事件の各事件番号、特定申立人の住所及び氏名等、事案の概要、裁判所の判断、申立ての理由並びに関連事情が記載され、職員の印影があることが認められる。

本件対象文書には、上記のとおり、特定申立事件において特定申立人が主張した具体的内容やこれに対して裁判所が示した判断の結果等が記載され、その記載部分は、個人である特定申立人に関連する情報であるといえるから、全体として法5条1号に規定する個人情報に相当すると認められる。

そして、そのうち、特定申立人の住所及び氏名が特定の個人を識別できる情報に当たることは明らかである。特定申立事件、原決定及び基本事件の各事件番号は、これによって、例えば特定される事件の訴訟記録を閲覧することで

(民事訴訟法 9 1 条 1 項)、各訴訟記録に記載された特定申立人を含む当事者の氏名や住所等を知ることができることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報(法 5 条 1 号前段括弧書き)に当たるといえ、個人識別情報に相当する。

このように、本件対象文書に記載された内容は、個人識別情報を含む個人情報であり、全体として法 5 条 1 号前段の不開示情報に相当するところ、本件不開示部分について、同号イからハマまでに相当する事情は認められない。

また、本件不開示部分のうち、特定申立事件、原決定及び基本事件の各事件番号並びに特定申立人の住所及び氏名等以外の情報も、上記のとおり特定申立事件、原決定の申立事件及びその基本事件に関する具体的な事情が記載されたものであり、個人間の紛争に関する機微な内容も含むものであって、これを公にすれば特定申立人やその他事件関係者の権利利益が害されるおそれがないとはいえないから、取扱要綱記第 3 の 2 に定める部分開示をすることは相当でない。

さらに、本件不開示部分のうち、裁判所職員の印影は、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報と認められ、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、実印か否かを問わず、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障を生ずるおそれがあることから、法 5 条 1 号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

以上のとおり、本件不開示部分は、いずれも法 5 条 1 号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 苦情申出人は、特定申立人の住所及び氏名について、事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨主張するが、本件対象文書に記載された内容に照ら

すと、特定申立人は閲覧等の制限決定の取消申立てを第三者として行った個人であると認められ、業として行う者ではないから、これらの記載部分は事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、特定申立人に係る個人識別部分に相当する。その他、苦情申出人は、不開示部分のうち基本事件の番号及び特定の個人名以外は不開示情報に該当しない旨主張するが、本件不開示部分が不開示情報に相当することは上記のとおりである。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書のうち不開示とした部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子